

事務連絡  
令和4年1月31日

市内介護保険事業所  
運営法人代表者様  
管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

### 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、  
こころより御礼申し上げます。

1月20日付で各事業所あてご連絡したオミクロン株の患者の濃厚接触者の待機期間の取扱いについて、この度、1月28日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から改正通知が発出され、待機期間を原則7日間で8日目に解除、社会機能維持者（※）については2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いが示されましたので、各事業所においても内容をご確認ください。

また、各事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、事業所所在地を所管する保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための対応をお願いいたします。

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡  
(令和4年1月5日 令和4年1月28日一部改正)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

#### ※社会機能維持者

高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者  
(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処指針)

横浜市健康福祉局介護事業指導課  
kf-corona@city.yokohama.jp

## 【参考】

### ●濃厚接触者について

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合は、事業者の費用負担により、4日目及び5日目の抗原検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- ・ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や会食等を避けること等の感染対策を求める

### ●無症状患者について

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能
- ・濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、上記見直しについては、1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される